

■出版・電子出版著作権総講義 第1回の概要

ICT の普及を背景にした近年の著作権法改正によって、出版・電子出版の保護の強化と利用の拡大を生じさせようとしています。著作権法政策の変化によって出版・電子出版はどのように変容するかを考えるために、松田政行弁護士が「出版・電子出版著作権総講義」と題して講演を実施いたします。今年度は、その第1回「著作権法の底流の変化」を9月17日(金)に、第2回「出版・電子出版に起こる今後の変化」を10月1日(金)に開催します。

講師:松田政行弁護士

2021年9月17日 ■出版・電子出版著作権総講義 第1回「著作権法の底流の変化」

(1) 30年改正法・令和2年の諸法

本セミナーで取りまとめることとした範囲は、平成30年著作権法改正法と令和2年の著作権法改正関連諸法である。これらの条文の解説ではなく、底流にある著作権法政策の変化である。特に出版・電子出版の視点において論ずる。

(2) 柔軟な権利制限規定の導入

柔軟な権利制限規定の導入によって3種の産業政策的要請を踏まえ、この3種を3段階の権利制限規定に見事に整理した。特に著作物の思想又は感情を享受することがない著作物の利用に関しては利用の自由を確保したという程の改正を行った。

(3) 授業目的公衆送信補償金制度の導入

授業目的公衆送信補償金制度の導入は、授業目的の公衆送信の利用を著作権者への補償金の支払いを要件に許容するものである。35条1項は、授業目的公衆送信を権利制限の対象として、著作権者がこの制限規定による差止請求権を喪失する代わりに公衆送信を行う教育機関の設置者に対し補償金を請求できることとした。

(4) 令和2年法の著作権法改正関連諸法による改正

30年、令和2年改正は、後戻りができない著作権法の性質を変える大きな流れを示しているように思われる。両改正は、著作権のインターネット上の権利を確実にしつつも、著作物の利用の諸場面において著作権者の利益と利用者の行為による社会経済的利益の促進を調整して柔軟に利用の可否を決定しようという新しい著作権法を示している。

(5) 軽微利用と著作権者の利益(もう一つの柔軟な権利制限規定)

2回の改正において、著作権と利用との調整を柔軟に行う方法が見えてきた。この方法に共通

して使われる法技術、法概念があるように思われる。小さな変化のように見えるが、大きく機能するのではないかと考えているので、ここに示しておく。それは「軽微利用」と「(但書的)著作権者の利益を不当に害する場合」である。

「ICTによる近年の著作権法改正 出版・電子出版の保護の強化と利用の拡大を生じさせた社会状況」

・・・出版・電子出版は著作権法政策の視点からどのように変容するか その1・・・

1 著作権法の底流の変化

(1) 30年改正法・令和2年の諸法

本セミナー1で取りまとめることとした範囲は、平成30年著作権法改正法と令和2年の著作権法改正関連諸法である。その条文解説ではなく、著作権法政策の底流にある変化である。

著作権法の30年改正法は、昭和45年法の基本的思想を大きく変容させた。その一つは、柔軟な権利制限規定の導入（30条の4、47条の4、47条の5）であり、他は、教育目的公衆送信補償金制度の導入（35条、104条の11から17）である。令和2年の諸法は、これまで長く文化審議会著作権分科会において審議されそのほとんどについて分科会報告書に改正の方針が示されていた諸点の総合的改正法ということが出来る。

(2) 柔軟な権利制限規定の導入

柔軟な権利制限規定の導入によって3種の産業政策的要請を踏まえ、この3種を3段階の権利制限規定に見事に整理した。特に著作物の思想又は感情を享受することがない著作物の利用に関しては利用の自由を確保したという程の改正を行った（30条の4）。昭和45年法の思想は、いかなる利用であってもそれが著作物の支分権の利用に関わる場合には、著作権者の排他的権利によって統制され、結果「利用の独占」を許すという思想であった（この思想は、著作権者に損害が無くとも侵害は生じるという帰結を許容していた。参考114条3項）。改正法は、思想又は感情の享受を著作権の経済的利用の本質と捉え、思想又は感情の享受がない利用という範疇を見出し、この部分について権利制限規定の形で利用を許容した。これは権利制限規定という形をとるものの著作権法の保護を著作物の利用から思想又は感情の享受に転換させる契機になる。

もう一つの類型は、利用による社会経済（特にICT分野）の便益の提供が可能な場合に、著作物の軽微利用までは許容するという考えである（47条の5）。柔軟な権利制限規定の要件に軽微利用を設けることによってICTの発展と著作権者の利益の調整を図ろうとしたのである。軽微利用の要件は、この改正を契機にして大きな機能を発揮することになる。思想又は感情の享受の認定と軽微利用は司法の場によって決せられることになる。これが柔軟な権利制限規定の柔軟たる所以でもあるのだ。

(3) 授業目的公衆送信補償金制度の導入

授業目的公衆送信補償金制度の導入は、授業目的の公衆送信の利用を著作権者への補償金の支払いを要件に許容するものである。35条1項は、授業目的公衆送信を権利制限の対象として、著作権者がこの制限規定による差止請求権を喪失する代わりに公衆送信を行う教育機関の設置者に対し補償金を請求できることとした（同条2項）。さらにこの補償金請求権の制度的保障として104条の11から17に授業目的公衆送信補償金制度を設けた。補償金の請求は、文化庁長官が指定する指定管理団体（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 略称「SARTRAS」）によってのみ権利行使ができることから、指定管理団体によって補償金の額が定められ、徴収と分配業務が行われる（令和3年4月から業務が開始している。）。授業目的の著作物の利用とこれを実質的にリカバリーする補償金等の支払いによる制度の導入は、先進国において遅きに失した感があるものの大きな著作権法の流れを変えるものとなるように思われる。それは、著作権の本質を排他的請求権による利用の独占から経済的利益の調整に移行させたということが出来よう。多様なデジタルコンテンツの利用は、著作権の排他的請求権の権利行使によっては調整できないことに至った。このことは、「市場の失敗」という言葉で長く問われてきたところでもあった。著作権の経済的権利の実態は、制度的保障に担保された補償金請求権に変容するというものではなかろうか。

さらにこの制度は、従前の厳密な権利行使による市場のコントロールという方法を変更して、極めてラフなジャスティスに移行したということができる。SARTRASは徴収した補償金の内の包括補償金（これがほとんどになる。）の権利者に対する配分が不可能になる制度であることに鑑み、その20%を権利の保護並びに著作物の創作の振興及び普及の事業に支出しなければならないとされている（104条の15）。これを共通目的事業といい、これに支出することによって権利者に広く還元されたことにする制度なのである。

30年法の改正による柔軟な権利制限規定の導入と授業目的公衆送信補償金制度の導入は、問題設定と立法の方法論としては異なるものの底流には著作権の大きな性質の変化があるように思われる。一言で言うならば利用へのシフトである。

(4) 令和2年法の著作権法改正関連諸法による改正

令和2年法の著作権法改正関連諸法による改正は、多岐に及ぶものであるが、その重要な改正は、①侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の拡大、②リーチサイト等を介した侵害コンテンツへの誘導行為への対応、③著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入、及び④写り込みにかかる権利制限規定の見直しである。①②は違法コンテンツのアップロードに対応する権利の強化ということが出来よう。③④は著作物の利用を著作権に優先させるという視点において共通する。特に④は軽微利用の範囲で利用を拡大する制限規定の見直しであり、30年法による改正の柔軟な権利制限規定に類似する改正である。

30 年、令和 2 年改正は、後戻りができない著作権法の性質を変える大きな流れを示しているように思われる。両改正は、著作権のインターネット上の権利を確実にしつつも、著作物の利用の諸場面において著作権者の利益と利用者の行為による社会経済的利益の促進を調整して柔軟に利用の可否を決定しようという新しい著作権法を示している。この意味で著作権者の物権的請求権による著作物市場のコントロールは、後退したというべきであろう。この 2 回の著作権法の改正は、凡そ近 25 年間の著作権法の変遷を求めている著作権を立法政策によって縮小しようという情報共有社会推進派の行動とこれを支持する経済社会環境に対する回答というべき改正である。特に、30 年法改正における柔軟な権利制限規定は、米国流フェアユース規定の導入を提唱していた情報共有社会推進派をも承服させる見事な立法技術と評価されている。著作権法の現時点の帰結として、更にこの方向を推進して行くべきだろうと考えている。

(5) 軽微利用と著作権者の利益(もう一つの柔軟な権利制限規定)

2 回の改正において、利用利益との調整を柔軟に行う方法が見えてきた。この方法に共通して使われる法技術、法概念があるように思われる。小さな変化のように見えるが、大きく機能するのではないかと考えているので、ここに示しておく。それは「軽微利用」と「(但書) 著作権者の利益を不当に害する場合」である。「軽微利用」の概念は、2 回の改正において(一部それ以前の改正において使用されている。)、概要以下の規定に使用されている。47 条の 5 第 1 項、30 条 1 項 4 号、30 条の 2 第 1 項、である。「(但書) 著作権者の利益を不当に害する場合」は、概要以下の規定に使用されている。30 条の 4 柱書、47 条の 4 第 1 項柱書、第 2 項柱書、47 条の 5 第 1 項柱書、第 2 項、35 条 1 項、30 条 1 項 4 号、30 条の 2 第 1 項、第 2 項である。各所に使われる軽微利用は、それぞれ内容を異にし、各条の立法趣旨において広狭さまざまである。これにより利用の柔軟性を確保する機能があるというべきである。次に、新制度ともいうべき柔軟性の確保において著作権者の不利益をまれに惹起する場合がないではないことを慮かって、著作権者の経済的利益の侵害が認められる場合には、各条本文制限規定を適用しないこととした。多分に安全弁的機能を期待するところではあるが、この両者の関係は、極めて微妙かつ難しい判断を要することになり、著作権法の解釈において最大の難問を提示しているように思われる。著作権者に与える経済的損害がないことが軽微利用の考慮要素としてあげられて、これがあることが但書の要件になっている。柔軟に権利を制限して利用の促進を図り、なお著作権者の経済的利益の侵害にならないという立法思想・立法技術がかかる背中合わせの概念を規定に入れることになったのである。この難問の解決は、本セミナーに譲るとして、結論だけを示せば、「軽微利用」は外形的・典型的に著作権者の利益を害さない利用をいい、「(但書) 著作権者の利益を不当に害する場合」は現に著作権者の利益を害する利用をいうことになる。立法者の心を読み解くことによって、日本版フェアユースの所以を知ることになるだろう。

2 出版・電子出版界に起こる今後の変化

(セミナー 2 10月1日 の予告)

(1) 国立国会図書館における利用

今年度の著作権法改正によって国立国会図書館の送信サービスが許容されることになった。登録利用者に対する絶版等資料の直接送信と補償金の支払いによって著作物を利用者に一部送信する事業である。補償金は、指定管理団体によって一括徴収・配分がなされることに成る。この状況は、いずれも米国 Google Books による書籍コンテンツの利用を超えた状況と見ることができる。

その先に見える国立国会図書館の姿は何か。

出版・電子出版にどのように影響するか。

(2) 拡大集中許諾制度の導入

次に来る著作権法の大きな流れは、拡大集中許諾制度の導入ではなだろうか。この制度は、現在の著作権等管理事業者が管理している著作権等が信託譲渡又は委任を受けた著作物・著作権に限るところをこの信託・委任がない著作物・著作権に拡大するというのである。これによって、アウトサイダーの権利処理が可能にするということである。権利者不明、所在不明の権利者に許諾を得なくとも利用が可能になるため著作物の流通が決定的に促進されると共に新規コンテンツの創作に大きく貢献することになる。本セミナー 1 で示した利用へのシフトと利用の対価を制度的に担保しようというものになる。

(3) 利用へのシフトによる管理団体による権利処理のジャスティス

利用へのシフトは、権利者不明、所在不明の著作物の利用を含むことになる。すでにこの現象は、授業目的公衆送信補償金の管理に表れている。著作権法は、あらかじめこの補償金の分配ができない部分を折り込んで徴収した補償金の一定の割合につき配分資金から権利者に共通して有益となる事業への支出をしなければならないとしている。政省令によりこの割合は 20%と定められているのである。共通目的事業という。この資金は、徴収する補償金によることになるが、毎年度 5～6 億円になるという予想もある。この配分不能分の予定額を著作権者等の共通の目的に支出することをもって、ラフ・ジャスティスとして社会的承認が得られなければならない。いかなる支出が予定されるのであろうか。ラフであってジャスティスにかなうところとしなければならない。

この共通目的事業的な補償金、使用料等の一部事業支出は、上記(1)、(2)にも生じる。更に著作権等管理事業であって配分できない資金が 10 年の留保によって生じることもなる。セミナー参加者にこれらの毎年生じる「共通基金」をどう使うかを考えてもらいたい。

21 年・24 年改正法 (C 類型)	(注 1)	30 年改正法 (第一層)
30 条の 4 (技術の開発又は実用化のための試験のための利用)		30 条の 4 (著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)
47 条の 7 (電子計算機による情報解析のための記録・翻案)	(注 2)	1 号
	【新規】	2 号 (情報解析のための利用)
		3 号 (人の知覚による認識を伴わない利用)
47 条の 8 (電子計算機におけるキャッシュのための複製)		47 条の 4 (電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)
		1 項 (利用を円滑または効率的に行うための付随的利用)
		1 号
47 条の 5 1 項 1 号 (サーバ管理者による送信障害防止等のための複製) (遅滞等障害防止)		2 号
2 項 (自動公衆送信の継続)		
47 条の 9 (ネットワークでの情報提供の準備のための複製等)		3 号
47 条の 4 1 項 (保守・修理等のための一時的複製) (18 年改正追加、21 年本条) (保守・修理)		2 項 (利用の状態維持または回復のための利用)
		1 号
2 項 (機器交換)		2 号
47 条の 5 1 項 2 号 (送信の障害防止等のための複製) (滅失・毀損の復旧)		3 号
		30 年改正法 (第二層)
47 条の 6 (送信元識別符号の検索のための複製等)	(注 3)	47 条の 5 (電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)
		1 号 (検索サービス)
	【新規】 (注 4)	2 号 (情報解析サービス)
	【新規】	3 号 (その他法令で定める電子計算機による情報処理における軽微利用)
		【新規】 2 項 (軽微利用の準備のための複製等)

(注 1) 平成 21 年改正法は、平成 23 年報告書の C 類型以前の改正であるが、C 類型と同じ考え方にあるものとして整理した。

(注 2) 旧 47 条の 7 は、電子計算機による情報解析に限り記録・翻案ができるとしていた。30 条の 4 第

2 号ではこの限定がなく、いずれの方法によるかを問わず利用することができるから、これは情報解析のためのデータベースの構築を許容するということになる。但し旧 47 条の 7 の但書にある「情報解析を行なう者の用に供するため作成されたデータベースの著作物」の情報解析目的での複製については、本条但書により権利制限の対象から除外される。

(注 3) 旧 47 条の 6 は、新 47 条の 5 第 1 項 1 号に引き継がれているが、これを超えて検索結果に付随して著作物の一部を複製等することができるもので、実質的変更である。

(注 4) 新 47 条の 5 第 1 項 2 号にも情報解析の規定が入っているが、これは、解析結果の出力において著作物の一部を複製等することができるとしたもので、新 30 条の 4 第 2 号の情報解析とは異なり新規な規定である。

軽微利用の衡量要素「著作権者の利益を不当に害さない」と但書における「著作権者の利益を不当に害する」 47条の5第1項の軽微性の構造

第四十七条の五 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、公衆への提供等（公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。以下同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供等著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供等著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。）を行うことができる。ただし、当該公衆提供等著作物に係る公衆への提供等が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供等にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供等著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において「検索情報」という。）が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第百十三条第二項及び第四項において同じ。）その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。

軽微性に関する文化庁資料

平成 29 年 4 月文化審議会著作権分科会報告 18 頁

「サムネイルやスニペット等、著作物の所在情報を知らせるために必要な限度にとどまるものであることから、軽微であり、権利者のビジネスへの影響の程度は低いとされている。」

「必要な限度にとどまる」は、目的上必要と認められる限度において、の要件というべきで、軽微性は、むしろ「権利者のビジネスへの影響の程度が低いこと」というに止まるということになる（何も言っていない。）。

令和 1 年 10 月 24 日文化庁「デジタル・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的考え方」 23 頁

「軽微に該当するか否かは、権利者に及び得る不利益が軽微なものに留まることを担保するため、専ら著作物の利用に係る外形的な要素に照らし判断されるべきものであり、利用目的の公共性等の要素が考慮されるものではない点に留意する必要がある。」（外形的な要素と言っている。この意味はないか。）

結論

軽微性の判断要素 権利者の不利益が軽微であることを担保する利用に係る外形的な要素が存在すること

利用者の利便性の確保は判断要素にならない。

不利益が軽微に止まらない要素があるか否かは利用形態の外形で定まる。

軽微に止まっていることの举证責任は、検索サービス提供者が負う。

但書との関係から考察される軽微利用の要件

軽微利用において判断される著作権者に不利益（市場に影響）を与えないということは、検索サービスの利用（表示）に関する制限をその外形的な要素に照らし総合的に点検して利用拡大に至る洩れがないことのシステムの担保が存在することである。またこれは、著作物の本来的な市場に影響を与える（不利益）が類型的に存在しないということになる。軽微性は外形的・類型的に判断されるから、特定の著作物との関係で現に著作権者の市場に影響を与えていないものであれば、軽微性要件を満たすというものではない。これは但書の否認である。図示すると以下のようになる。

請求原因	抗弁	再抗弁
複製権・公衆送信権侵害 差止請求（スニペット表 の差止、データベース の廃棄請求）	47条の5第1項の諸要件と 軽微利用（スニペット表示の 量と数、連続の制限）外形的 ・類型的事実	但書現に不利 を生じ事実示

資料 4

ガイドラインにおけるスニペット表示に関する考察

1. 本節における検討要素

本節で考察した検討要素は、下記3に論じた以下の16項目である。

- (1) 47条の5第1項の要件
- (2) Google Books 裁判の結果の参照
- (3) 付随的著作物の利用に関する他の条項の解釈
- (4) スニペットの「利用に供される部分の占める割合」に関する考え方
- (5) スニペットの「利用に供される部分の量」に関する考え方
- (6) 1つのスニペットにおける量（表示される行数）の決定方法
- (7) 書籍検索サービスにおける検索情報に付随するスニペットの個数の決定方法
- (8) 異時・複数コンピュータ、複数検索用語による限界出力
- (9) 目次の表示
- (10) タイトル、見出し、講題と要旨（摘要）、リード記事の扱い
- (11) 47条の5第1項における著作物の捉え方
- (12) ガイドラインによる制度の確立と個別的権利行使の関係
- (13) 個別権利行使の制度的保障
- (14) 47条の5第2項情報解析と書籍所在・特定情報の検出との競合
- (15) 著作者人格権との関係
- (16) 多様なAI技術による検索の著作物の利用に関する考察

本節章において、先ず上記検討要素の考察の結論の概要を下記2に示す。検討要素の考察は、第2部第2章及び第3章の論稿によるところである。

第2章 柔軟な権利制限規定を踏まえた国立国会図書館におけるナショナルアーカイブ構築と米国のGoogleによるナショナルアーカイブ構築に関する法状況と全体の俯瞰

第3章 米国における関連裁判事例

- 第1節 米国の書籍検索サービスにおける著作物利用に関する適法性の限界—Google Booksにおけるスニペット等表示の検証—
- 第2節 米国TV番組検索サービスにおける著作物の利用に関する適法性の限界—TV Eyes事件2018年12月3日米国連邦最高裁上告棄却におけるテレビ番組の検索サービスの検証—

2. 結論の概要

下記3.のガイドライン検討要素の考察により（各項末尾にその項を示す。）、考察の結論の概要は次のとおりである。

(1) 著作物（書籍）のスニペット表示に占める割合が軽微であること

著作物（書籍）のスニペット表示に占める割合は、短歌集、俳句集、短詩集等の書籍に掲載されている極めて短い言語の著作物（短歌、俳句、短詩等）に関して、その表示を禁止する措置が求められる。

これらの極めて短い言語の著作物を収集する書籍は、軽微利用に供されることがないようにするとしても、それ自体が所在又は特定のための検索の対象になるから、47条の5第2項の適用ないしは準用により、データベースに格納することが許容される。

なお、極めて短い言語の著作物を評論する書籍（短歌、俳句、短詩に関する文芸評論）は、前記の極めて短い言語の著作物を収集する書籍とは区別すべきものであり、これらは、一般書籍として扱う。

（3. ガイドライン検討要素の考察 (1) (4)）

(2) スニペット表示自体の量が軽微であること

1個のスニペット表示は、1頁の8分の1から10分の1とする。

1個のスニペット表示は、3行を減じないこととする。

（3. ガイドライン検討要素の考察 (1) (2) (5) (6)）

(3) スニペットの個数

検索語を含むスニペット表示は、1頁につき1個とする。

同時に複数の検索語による検索を行う場合も同様とする。

スニペット表示は、書籍全体として10箇所を上限とする。すなわち、500頁の書籍において、検索語を含む文章が多数存在している場合に、50頁ごとに1つのスニペットを表示し、全体的に散在するスニペットとして合計10箇所の表示を可能とする。書籍の頁数に応じてスニペットの表示数を調整し、スニペット数が定められて、これらは頁間を均等とすることによって、著作物（書籍）の特定性を高める。500頁以上の書籍において検索語のヒット箇所が10箇所以上である場合にスニペット表示は10箇所を上限として、500頁から150頁の書籍については、50頁ごとに1箇所のスニペット表示を限度として1つずつスニペット表示を減じるということになる。これに下限を設け150頁以下の書籍においては3箇所の表示を可能にし、さらに頁数の少ない書籍においても3箇所のスニペット表示を可能にすることによって著作物（書籍）の特定性を維持する。

（3. ガイドライン検討要素の考察 (1) (2) (7)）

（４）スニペットの限界出力

今後の AI 等の活用による事情の変化に留意する必要があるが、現段階では、異時・複数コンピュータ、複数検索用語による限界出力の検証を要しないものと考えられる。

10 頁に 1 頁分につき、スニペット表示をしない頁を設ける必要はない。

（３．ガイドライン検討要素の考察 （２）（３）（８））

（５）目次の表示

すべての書籍につき目次の表示を許容する。

（３．ガイドライン検討要素の考察 （９））

（６）タイトル、見出し、講題と要旨（摘要）、リード記事の扱い

タイトル、見出し、講題は、著作物（書籍）の一部と捉えて、本文と一体として検索及びスニペット表示の対象とする。

要旨（摘要）、リード記事は、著作物（書籍）の一部と捉えて、本文と一体として検索及びスニペット表示の対象とする。

（３．ガイドライン検討要素の考察 （１０））

（７）著作物の捉え方

書籍検索サービスの検索及びスニペット表示の扱いにおいて、著作物は書籍単位とする。

（３．ガイドライン検討要素の考察 （１１））

（８）個別的権利行使の制度的保障

著作者及び著作権者又は出版社によるスニペット表示の禁止を求める個別的権利行使を実質的に可能にするために、訴訟等裁判手続きに代替するガイドライン内の削除、表示禁止手続等を求める制度的保障条項を設ける。

（３．ガイドライン検討要素の考察 （１２）（１３））

（９）情報解析による対象書籍の検出との競合

47 条の 5 第 1 項 2 号による情報解析サービスから生じる書籍の検索結果のスニペット表示は、上記（１）から（８）に準じるものとする。

キーワード検索の方法を超えて、AI によって抽出する検索語・概念定義によって検索を行う場合には、抽出する検索語・概念定義が何であるかを示す手順が求められる。AI による検索に関しこの手順を示さないスニペット表示は、軽微な利用に関するガイドラインから排除される。

（３．ガイドライン検討要素の考察 （１４）（１６））

（１０）行によらない頁のレイアウト

なお、上記の（１）から（４）の結論は、頁内レイアウトが欄を分けず行によるものに関するものであるが、頁内レイアウトが左右又は上下 2 欄あるいはその他の複数欄によって分けられた場合については、各欄を 1 頁分として考察する。

行による構成に拘らず、絵画、写真、図版などの原稿を文章の原稿と共に割り付けをする場合、あるいは文章の原稿を囲み又はまとまりのある一群の記述としてレイアウトをする場合にあっては、上記（１）から（４）と同じ結論に至るアルゴリズムにすることが求められる。

（３．ガイドライン検討要素の考察 （１）（２）（３）（４））

ガイドラインにおけるサムネイル表示に関する考察

1. 書籍検索サービスにおける「サムネイル表示」について

書籍検索サービスにおける結果表示の具体的な態様は、著作者名、書名（題号）、出版者名、発行年、I S B N等の書誌事項のみにとどまる場合の他、第2節で考察した「スニペット」表示のほか、画像として「サムネイル」の表示を行う場合など、検索対象とする書籍の性質や表現上の特性等に応じて多様な形態が考えられる。

サムネイル表示は、例えば、主に文章によって構成される書籍の場合でも、当該書籍の確認に当たり、その書影（表紙画像）のサムネイル表示は有効であり、サービス利用者のニーズも高いものと考えられる。書影は、それ自体が著作物（美術の著作物、写真の著作物等）によって構成されている場合もあれば、書名、著作者名、出版者名等が表示されているのみで著作物によって構成されていない場合もある。後者の場合には検索結果の表示として書影を表示しても、書名の改変を伴わない場合¹には、著作権法上の問題は特段生じないと考えられるので、ここでは書影に著作物性が認められる表現が含まれている場合を念頭に考察を進めることとする。

また、美術（グラフィックデザインを含む。以下同じ）、写真、マンガ等の視覚的表現による著作物の場合には、サムネイル表示が著作物の特定に際して主力となる。これらについては、画集、写真集、コミック等の形態で発行される場合もあれば、新聞、雑誌、書籍等（以下、「書籍」という）の一部として掲載される場合もある。これらの著作物については、その発行形態の違いにも留意しながら、ガイドラインを考察する必要がある。

なお、第2節「3 ガイドライン検討要素の考察」における（14）及び（16）に示された情報解析や多様なAI技術による検索の動向に留意すべきことは、サムネイル表示においても同様に該当すると考えられる。

2. サムネイル表示の在り方に関する考察

サムネイル表示の対象として、ここでは（1）書籍一般を念頭にその「書影」の取扱いに関すること、サムネイル表示が不可欠と考えられる（2）美術、写真の著作物に関すること、（3）マンガに関することに分けた上で、47条の5における「軽微利用」の4つの観点、すなわち「利用に供される部分の占める割合」「利用に供される部分の量」「利用に供される際の表示の精度」及び「その他」の要素ごとに検討し、その考え方を整理することとする。

（1）書影について

①「利用に供される部分の占める割合」

書影は、その全部が表示されることが利用者による書籍の確認に極めて有効であると考えられることから、書影ごとにその全部を表示しうるものとするのが適切である。

出版社等が新刊書籍等の紹介のために設けているウェブサイト等においても、表紙全部を表示する例が多い。この場合には契約や慣行に根拠を置いてウェブサイト上で表示を行っているものと位置付けられ、47条の5という権利制限規定に基づき結果表示を行う場合とは区別が必要であるが、書影の表示が検索サービスを利用する利用者にとって、その目的とする著作物の確認に大きな効果を有するものであることを裏付けている。

文化庁著作権課が令和元年10月24日付けで公表した『デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方』²（以下『基本的な考え方』という）においても、「なお、検索結果の確認の便宜のために必要であるなど検索結果の提供に必要と認められるのであれば、上記のサービス（執筆注：書籍検索サービス等）において、入力したキーワードが含まれる本文や検索対象の楽曲音声・テレビ番組映像以外の情報、例えば、書籍の表紙（書影）（下線執筆注）や楽曲のCDジャケットなどの画像を検索結果の提供に付随して提供することも、47条の5により権利制限の対象となるものと考えられる。」（P. 28「問36」）との解説がなされている。

また、書影の取扱いに関連して、類例を見てみると、著作権法47条の2（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）では、美術、写真の著作物の原作品又は複製物の譲渡又は貸与の申出の用に供するため、一定の条件の下、これらの著作物を複製又は公衆送信することが認めている。この規定を活用して、例えば、佐賀県立図書館では、児童書の検索のために、所蔵作品の書誌事項に加え、各図書の本影画像をサムネイルの形態で図書館のウェブサイト上で公開している³（なお、この事例に関しては後述「③利用に供される際の表示の精度」を参照）。この取組は47条の2の規定に基づくものではあるが、書籍検索サービスにおける書影の取扱いを検討する際にも参考となる。

更に、実務上の取扱いであるが、絵本の分野では、「児童書出版者・著作者懇談会」が公表している『読み聞かせ団体等による著作物の利用について（2017改訂版）』⁴（以下「読み聞かせガイドライン」という。）では、絵本の書影利用に関して、「ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等（ウェブサイト上含む）」（下線執筆注）に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を明示しているものとみなされ慣行上無許諾で使用できる（それ以外の表紙使用は要許諾）。表紙写真に加え、作品名・著作者名（作・文・絵・写真など）・出版社名を必ず一体表記すべき。」という取扱いを表明しており、絵本の分野に限ったものとはいえ、インターネット上の表示も含めて、書影画像のサムネイル表示を認めている事例である。なお、

¹ 著作者人格権において同一性保持権は「題号」の改変も対象としている（20条1項）。

² https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_17.pdf

³ <https://www2.tosyo-saga.jp/kentosyo2/opac/search-detail.do>

⁴ <http://www.jpba.or.jp/guideline/readto.html>

このインターネット上の表示を認める「ウェブサイト上含む」の文言は2017年改訂版によって追加されたものである。この事例は、出版関係の団体との意見交換の場においても出版社側から紹介された。

書籍検索サービスの先例となる「Google Books」サービスにおいても、結果表示の際、スニペット表示と並んで、書籍の書影全体が表示されるようになっている。

以上の点を考慮すれば、書籍検索サービスにおける書影の取扱いに関しては、文化庁の見解に沿って、また、47条の2の運用に関する実務事例、絵本の分野における「読み聞かせガイドライン」における取扱いなども踏まえて、利用者の検索結果の確認に関する利便性の確保という観点から、書影については、その全部のサムネイル表示を認めるべきであると考えられる。

なお、「割合」という用語から「著作物の一部分」という限定が想起されることがあるが、「割合」は「軽微利用」の総合的判断要素の一つと捉えれば、書影についてその全部を表示することを認めるとしても、直ちに要件に合致していないと解すべきではない。この点、本章第2節で述べたように、本考察においては書籍検索サービスにおける著作物を「書籍単位」と観念するという考え方に立てば、書影はその一部にとどまるものであるともいえる。仮に「書籍単位」としないことを前提とするとともに、書影のサムネイル表示は当該著作物が掲載されている書籍の確認のために、結果表示に付随して表示されていると客観的に認められる態様である限りは、「軽微利用」の範疇にとどまるものであると行うことができよう。

②「利用に供される部分の量」

書影は当該書籍において一つであるので、量の面においてもその全部が表示されるのはやむを得ない。この点に関して、「書籍単位」を著作物として観念する場合は量的にも軽微な範囲にとどまるものと考えられる。

③「利用に供される部分の表示の精度」

書影については、書籍の本文や美術、写真、マンガ等の本体の画像の場合とは異なり、相当に精細な画像であっても、代替性の点で著作物市場に与える影響は軽微であると考えられるので、必ずしも表示の精度において厳格な制限を設ける必要はないという考え方もあり得る。例えば、①で紹介した「読み聞かせガイドライン」では、の表示の精度に関し特段の制限を設けていない。しかしながら一方で、先述の47条の2の運用においては、法令上の制限が課されており、そのこととのバランスを考慮する必要がある。

47条の2の規定は、絵画等の美術の著作物それ自体や写真の著作物それ自体のオークション等において、各作品の情報提供の観点から設けられたものであり、著作物本体に対して代替性を有しないように画素数を32,400以下とするなどの制限（著作権法施行規則4条の2）を定めている。先述の佐賀県立図書館における絵本の書影画像に関する事例は、あくまでも絵本の紹介のためであり、47条の2が想定する典型例とはいえないものの、32,400画素以下の基準に従って運用されている。

この点は、書籍検索サービスを実施しようとする動きが具体化し、その過程において関係

者の協議によるガイドラインの策定の際に決定すべきこととなるが、現時点においては、画素数32,400以下が表示の精度を検討する際の一つの目安とすることが考えられる。ただし、最近の表示技術等の進展を踏まえて、必ずしもそれにこだわることなく、他の適切な制限手法があれば、それを検討することも意義があると考ええる。

④「その他」

その他の要素について、『基本的な考え方』では「例えば、紙媒体での表示の大きさ、写真の紙面への掲載であれば何平方センチメートルの大ききで利用されているか」が想定されるとしている（P. 33「問30」）。

書籍検索サービスにおける検索結果の提供がネットワーク端末等でのディスプレイ表示という形態で行われる場合には、表示の大きさ（面積）は格別の意味を有しないと考えられるが、紙媒体を用いて検索結果の提供を行う場合には、この点の検討も必要と考えられる。

その際、③の表示の精度の場合と同様に、書影の画像のみでは代替性の点で著作物市場に与える影響は軽微であると考え、必ずしも表示の面積について厳格な制限を設ける必要はないとする取扱いもあり得ると思えられる。また、表示の精度による制限があれば、自ずから紙媒体における表示の大きさも制限されるので、この点について特段の基準は必要ないとの考え方もあり得る。

仮に、表示の大きさについて何らかの制限を課するとすれば、47条の2の規定の運用にあたり、複製物による提供を行う場合、複製物の面積を50平方センチメートル以下としていること（著作権法施行規則4条の2第1項）が参考となり、これに準じた基準を設けることが考えられる。

資料 6

(JEP A セミナー資料 参考書式 著作権法第47条の5第1項1号の行為を業として行う者の必要な措置、同法施行令第7条の4第1項3号及び同法施行規則第4条の5による措置の公示の例)

書籍検索サービス BookRefer における著作物の利用について

2021年9月17日

デジタル・BOOK レファレンス株式会社

1 本方針の趣旨

BookRefer は、インターネット（ウェブおよびアプリケーション）上に存在する多様・多数の書籍コンテンツ（以下「書籍コンテンツ」といいます。）を検索して、その特定又は所在に関する情報（以下「特定情報」といいます。）を当社との利用契約を締結したお客様である利用者に提供するサービスです。本方針は、著作物である書籍コンテンツの BookRefer における著作物の利用に関する考え方を公表するものです。

BookRefer の検索サービスは、著作権法第47条の5第1項1号及び同条第2項の適用を受けて特定情報を提供するもので、同条により以下の著作物である書籍コンテンツに関する2つの利用が許されています。

- ① 公に配信又はその他提示された書籍コンテンツをデータベースに格納します（著作権法第47条の5第2項）。
- ② 検索情報の特定情報を BookRefer の利用者に提供する際に、さらなる検索の精度を上げるために、これに付随する情報として書籍コンテンツの軽微な利用を提供します（著作権法第47条の5第1項1号）。

検索サービスの事業者は、著作権法第47条の5第1項により、その主目的要件を同条の下位の法令によって定められており、業務を実施する前に、サービスの形態、特に著作物の利用が適法な範囲にあることを相当な資料をもって検証しなければならないことになっております。当社は、公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所が2020年3月に公表した「書籍検索サービスに係るガイドラインに関する調査研究報告書」（以下「著作権研究所報告書」といいます。）をこの資料として、著作権法の専門家の指導を得て検証を行いました。

当社は、この検証の結果を一般に公表するために本方針を作成しました。利用者及び書籍コンテンツの著作権者は、これにより BookRefer が完全に適法なサービスであることをご認識下さるものと考えております。

2 BookRefer の著作物利用の概要

BookRefer における書籍コンテンツの著作物に関する利用の概要は、以下の通りです。

- ① BookRefer における検索対象の著作物は、インターネット上その他に存在するすべての書籍コンテンツです。日本国内のサイト及びその他のデジタルコンテンツとして提供するサービスによってその権利者が Web 上に提供した書籍コンテンツに限定しておりません。すでに市販されて書籍をスキャンし、それをテキストデータに変換する方法により取り込んだ書籍コンテンツも対象としております。
- ② 書籍コンテンツは、文章表現、写真、静止画、イラスト、図面その他の解説表現を含みます。
- ③ BookRefer は、書籍コンテンツを当社のデータベースに取り込んで検索のために保管します。
- ④ 利用者が所望の検索の条件を BookRefer に入力すると検索システムによって、該当の書籍コンテンツを検索します。この検索を伴わない特定された書籍の内容を検索することは出来ません。
- ⑤ BookRefer は、検索した書籍コンテンツに関する媒体の「サイト」名、関連する広告商品又はサービスの名称の「ブランド」、著作者名、著作権者名または出版社名である「クライアント」を表示します。Web 上に存在する書籍コンテンツについては、できるだけその URL を表示します。これらは、著作権法第47条の5第1項1号の「検索情報の特定又は所在に関する情報」（特定情報）に該当します。
- ⑥ BookRefer は、検索情報である書籍コンテンツに関する⑤記載の特定情報を検索し、その結果を提供する行為の目的上必要な限度において、この行為に付随して著作物の軽微利用を提供します。

3 書籍コンテンツデータベースの管理と利用

BookRefer における書籍コンテンツ及びこれを格納したデータベースの管理及びこれらの利用は、以下の通りです。

- ① 当社は、BookRefer に利用する書籍コンテンツの画像その他の情報を当社の管理するデータベースに格納して管理します。この管理は、著作権法施行令第7条の4第1項2号及び第2項2号によって情報漏洩防止のために必要な措置を講ずることが求められています。当社は、IT 企業の高度の技術レベルにおいて、この措置を講じております。
- ② 当社は、上記データベースを BookRefer のサービス並びに著作権法第30条の4第2号の情報解析及び第47条の5第1項2号の情報解析（これらの情報解析を BookRefer のサービスの一部として行う場合があります。）に利用する場合があります。
- ③ データベース及びこれに格納されている書籍コンテンツの文章表現、写真、静止画、イラスト、図面その他の解説表現は、当社が著作権法上の権利制限規定に該当する場合に利用する場合があります。

4 書籍コンテンツの軽微利用

BookRefer における検索情報である書籍コンテンツの特定情報の検索及び提供に付随する書籍コンテンツの軽微な利用は、著作権研究所報告書の基準に準拠して書籍コンテンツを表示する場合の軽微利用としています。このサムネイル表示及びスニペット表示は以下のとおりです。

① 文章表現のスニペット表示

書籍コンテンツの文章表現の表示は、著作権研究所報告書のスニペット表示の基準に従い、以下のとおりを設定しております。

①-1 著作物のスニペット表示に占める割合（著作権法第47条の5第1項 利用括弧の軽微利用要件「当該公衆提供提示著作物のうちの利用に供される部分の占める割合」）

この割合が軽微なものにするよう、短歌集、俳句集、短詩集等の書籍に掲載されている極めて短い言語の著作物の表示を禁止する措置を取っています。

①-2 スニペット表示自体の量（同条同項 利用括弧の軽微利用要件「当該公衆提供提示著作物の利用に供される部分の量」）

1個のスニペット表示は、1頁の8分の1から10分の1の範囲で書籍コンテンツを典型的に判断して定めています。但し、検索語の前後を当分に表示することにより、3行を減じないこととしております。

①-3 スニペット表示の個数（同条同項 利用括弧の軽微利用要件「当該公衆提供提示著作物のうちの利用に供される部分の占める割合」及び「当該公衆提供提示著作物の利用に供される部分の量」）

検索語を含むスニペット表示の個数は、1頁につき1個としています。

同時に複数の検索語による検索を行う場合も同様です。

スニペット表示は、検索情報として特定中の書籍全体として10個を上限とし、頁数の少ない書籍においては、3個を減じない設定にしております。

①-4 連続するスニペット表示の禁止（同条同項 利用括弧の軽微利用要件「当該公衆提供提示著作物のうちの利用に供される部分の占める割合」及び「当該公衆提供提示著作物の利用に供される部分の量」）

スニペット表示に含まれるその検索語以外の語を新たな検索語（関連検索語）として検索することを禁止していますので、同時、異時を問わず関連検索語によるスニペット表示の連続表示は出来ません。

①-5 検索情報の特定情報に付随しないスニペット表示の禁止（同条同項1号「検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、提供する行為に付随して利用」）

書籍の検索をするのではなく、特定の書籍を対象にして当該書籍のコンテンツをスニペット表示で検出することは出来ません。

② 静止面のサムネイル表示（同条同項 利用括弧の軽微利用要件「利用に供される際の表示の制度」）

静止画を含む書籍コンテンツの検索情報に付随した静止面の軽微利用としてのサムネイル表示は以下のとおりとします。

②-1 32,400画素以上の静止画については、32,400画素以下にした上でサムネイル表示としています（この縮小割合の平均を「平均的縮小割合」といいます。）。

②-2 32,400画素以下の静止画については、当該書籍コンテンツのオリジナルの画素数に平均的縮小割合（70%程度）を乗じた画素数にした上でサムネイル表示としています。

5 著作権法第47条の5第1項及び第2項の異議に対する対応

書籍コンテンツの著作権者から、BookRefer における著作物の利用につき異議が生じた場合には、以下の対応を取ります。なお、以下の対応の実体法としての規範は、著作権法第47条の5第1項及び第2項です。

① 書籍コンテンツの著作権者からの異議に相当の理由があると認められる場合、当該書籍コンテンツを検索対象から除外する暫定的措置を取り、この措置を適宜の方法によって異議申立人に連絡します。その後、当社の法務担当及び著作権法を専門とする外部の弁護士によって構成される「BookRefer 著作権法遵守管理委員会」において判定書を作成し、これを異議申立人に送付します。

② 書籍コンテンツの著作権者からの異議が理由なきものと認められる場合、当該書籍コンテンツを検索対象から除外せず、この措置を適宜の方法によって異議申立人に連絡します。この場合、異議申立人は、「BookRefer 著作権法遵守管理委員会」に対し、判定を求めることができます。同委員会は、判定請求を受けた後①の暫定的措置を取るか否か決定し、この措置を適宜の方法によって異議申立人に連絡します。その後、同委員会は、判定書を作成し、これを異議申立人に送付します。

③ 書籍コンテンツの著作権者からの異議に対する上記①及び②の措置及び判定に関するその余の手続は、それぞれの申立て又は判定請求案件ごとに、「BookRefer 著作権法遵守管理委員会」が定めることができるものとします。

④ 「BookRefer 著作権法遵守管理委員会」は、上記①及び②の措置及び判定に関する手続規則を定めることができます。同委員会がこの手続規則を定めたときは、次項6の著作権ポリシーの変更に準じて公表します。

6 著作権ポリシーの変更

BookRefer 著作権ポリシーの変更は、当社が「BookRefer 著作権法遵守管理委員会」の意見を聴取して、決定します。この場合、BookRefer のウェブサイト上に変更後の内容を公表します。

7 お問い合わせ窓口

BookRefer に関する問合せ（前記5記載の異議の申出及び判定の請求を含みます。）を受けるための連絡先は以下のとおりです。

デジタル・BOOK レファレンス株式会社

BookRefer 著作権担当

お問い合わせは、下記フォームよりお願いいたします。

<https://solutions.dbr.co.jp/inquiry-BookRefer-copyright>

【新和解案に見る Google のビジネスモデル】

① 物的範囲

2009 年 1 月 5 日現在ハードコピーの形で出版されている書籍であり、
「米国の作品」であって米国著作権局に登録されているもの、
「米国の作品」でない場合は、米国著作権局に登録されているか、又は
出版された場所がカナダ、イギリス若しくはオーストラリア(本件 3 カ国)であるもの

② 人的範囲とオプトアウト手続

効力発生日(旧和解案のそれをさらに延期して 2010 年 1 月 28 日を追加的オプトアウト期限としている)において包括的許諾が成立して著作者、出版社が権利保持者となることについては、旧和解案と同様である。

③ レジストリ

権利保持者及びその権利行使に関する情報を集積し、権利保持者に対する支払いを調整する非営利の機関であるレジストリが設立されることは、旧和解案と同様である。

レジストリの理事会メンバーは、米国の著作者サブクラス、出版社サブクラスから同数、米国以外の本件 3 カ国のサブクラスごとに 1 名が理事となり、これにあたる。

Google が取得する著作物の使用料の 63%がレジストリに支払われ、レジストリの管理費用が控除されて、レジストリに権利行使の登録を申請した権利保持者に支払われる。残余はレジストリに留保される。

④ 市販・非市販書籍

市販(「Commercially Available」)書籍と非市販書籍の概念を設け、これと分別して商用スキーム(後述)を組み立てていることについては旧和解案と同じである。非市販書籍は、原則として表示書籍(「Display Book」)に分類されて、販売提供されうることになる。

市販書籍と非市販書籍の判定は、第一次的には、すでにある第三者のデータベース情報(amazon.comなどの市販に関する情報)を使用して、Google とレジストリが判定する。

上記非市販書籍の判定に対する反対事実の情報提供がレジストリに対して行われうるものとしている。レジストリから同主張が回付されると Google は即時に、一旦当該書籍を市販書籍に分類変更する義務を負う。

⑤ Google の権利(許諾される著作物の利用行為)

Google に許諾される利用行為は基本的に旧和解案と同様であり、Google が主張していたフェアユースによる利用と商用利用に分けられる。

フェアユースによる利用の第 1 としては、全書籍をスキャンして、デジタルデータベースに蔵置すること、これを検索機能によって検索し、その結果をプレビューページやスニペットページの表示として公衆に提供することである。第 2 は、デジタルデータベースを図書館資料として提供した当該図書館に当該図書館資料部分を提供することである。

商用利用としての利用は、概要 3 つに分けられる。1 つは、主に会社等の団体を対象としてデータベース全体の購読権を販売することである。さらに新和解案において個人消費者に対するデータベースの購読権(「Consumer Subscription」)を販売することも可能にした。

主に消費者を対象として書籍単位での購読権を販売することである。2 様の販売に関し旧和解案は対象となる書籍の範囲を限定していなかったが、新和解案においては、その対象を非市販書籍に限定した。また、旧和解案においてファイルフォーマットを PDF 形式に限定していたところを多様なフォーマットによる提供を可能にした¹。

3 つ目は、前記プレビューページやスニペットページへの広告の掲載その他の商用利用をすることである。

⑥ 権利保持者の権利(Google の利用行為に対する制限)

上記⑤の Google の 3 つの商用利用に対しては、権利保持者から各利用を排除(「Exclusion」)する指示を出すことができることになっている。ここにもオプトアウト方式の活用が見られる。

権利保持者は、個人消費者に対する小売価格の指定権がある。これをゼロにすることも権利保持者の権利として新和解案に明記された²。

⑦ 未請求作品受託者の権利(Google の利用行為に対する制限)

権利保持者となる者(オプトアウトをしない者)であっても権利行使の登録をレジストリに対して行わない者(実務上これが大半に至ることが想定される。孤児作品のほとんど全部がこれに属することになる。)を未請求書籍の権利保持者として、この者の著作権使用料(これは Google が収受することになる。)に関する帰趨を決しておかなければならない。この未請求書籍の権利保持者のための独立した代表機関である未請求作品受託者(「Unclaimed Works Fiduciary」、本項において受託者という。)がこの未請求分の使用料を管理することになる。受託者は、レジストリの理事会が選定し、裁判所が承認する。

受託者は、未請求書籍の権利保持者に代わって権利処分等に関する決定権を有する。

未請求書籍について発生した収益のうちレジストリを通して権利保持者に支払われるべき未請求資金(「Unclaimed Funds」)は、レジストリが保持し、これは権利保持者を特定するための費用に支出され(5 年が経過した後に 25%以内で支払われる)、さらに 10 年経過後に米国及び本件 3 カ国に比例分配されて、当該資金は、識字率向上を目的とする慈善団体に分配される(この分配は、裁判所に申し立てられてその承認が求められることになっている)。旧和解案では、未請求資金は最終的に登録権利保持者に配分されることになっていたものをいわば公共利用目的に変更したことになる。

⑧ 再販売者等の新規参入者

Google は、電子書籍市場を事実上独占することを回避するために、サードパーティが新規参入をすることができるようするために、デジタルデータを提供することを和解案に表明し、この場合のサードパーティの収入取得分を Google の 37%の大部分としている³。旧和解案における Google の最恵国待遇条項は削除さ

¹ この変更は、米国政府の意見書に沿ったものと考えられる。Google のデータベースが多様なアプリケーション、デバイス等で利用できるようにするためには、提供が PDF 形式に限定されていたは不可能だからである(テキストデータの利用が Google に独占されることにもなる。)。この点から米国政府は、単に旧和解案に反対意見を示すだけでなく、Google によるインターナショナルアーカイブとしての機能を実現させる国策的意図を有することが見てとれるのである。注 7 解読 64 頁。このアプリケーション等による多様な利用を保障することは日本のナショナルアーカイブの利用にも求められるところである。

² 小売価格の指定権は、米国政府の意見書に沿うこととしたところである。

³ Google Books の場合、自ら書籍データベースを構築して、また自ら商用利用を行なう者になることから、前者による後者の独占が生じる。これに対処するためにサードパーティの参入を保障することが反トラスト法上必須の要件となる。はたしてこれで事実上の独占状態が解消するのであろうか疑問である。日

れた。

⑨ 紛争解決手続

権利保持者であると主張する者の間の権利帰属を決すべき紛争について規定を設けている。旧和解案においてニューヨーク市を仲裁地とする AAA(米国仲裁協会)による仲裁を規定していたが、新和解案においては裁判所の判断にもよりうることとした。

⑩ エンドユーザーに関する個人情報

新和解案が承認されて商用利用が開始された後の最大の商用資源は、Google が取得するエンドユーザーの個人情報である。書籍に関する購買行動の把握は、Google に独占されることになる。これは新和解案においてレジストリに提供されないことが明文化されている。

昭和四十五年法律第四十八号

著作権法

第五款 著作権の制限

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 省略

二 省略

三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画(以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という。)を、特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合

四 著作権(第二十八条に規定する権利(翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。))を除く。以下この号において同じ。)を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の複製(録音及び録画を除く。以下この号において同じ。)(当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。)を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合(当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。)

(付随対象著作物の利用)

第三十条の二 写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為(以下この項において「複製伝達行為」という。)を行うに当たつて、その対象とする事物又は音(以下この項において「複製伝達対象事物等」という。)に付随して対象となる

事物又は音(複製伝達対象事物等の一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付随対象事物等」という。)に係る著作物(当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの(以下この条において「作成伝達物」という。))のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が軽微な構成部分となる場合における当該著作物に限る。以下この条において「付随対象著作物」という。)は、当該付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により利用された付随対象著作物は、当該付随対象著作物に係る作成伝達物の利用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことを行う。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
 - 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
 - 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。
- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

（電子計算機における著作物の利用に付随する利用等）

第四十七条の四 電子計算機における利用（情報通信の技術を利用する方法による利用を含む。以下この条において同じ。）に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用する

ことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合において、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑又は効率的に行うために当該著作物を当該電子計算機の記録媒体に記録するとき。
 - 二 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該他人の自動公衆送信の遅滞若しくは障害を防止し、又は送信可能化された著作物の自動公衆送信を中継するための送信を効率的に行うために、これらの自動公衆送信のために送信可能化された著作物を記録媒体に記録する場合
 - 三 情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合において、当該提供を円滑又は効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うことを目的として記録媒体への記録又は翻案を行うとき。
- 2 電子計算機における利用に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 一 記録媒体を内蔵する機器の保守又は修理を行うために当該機器に内蔵する記録媒体（以下この号及び次号において「内蔵記録媒体」という。）に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録する場合
 - 二 記録媒体を内蔵する機器をこれと同様の機能を有する機器と交換するためにその内蔵記録媒体に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同様の機能を有する機器の内蔵記録媒体に記録する場合
 - 三 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該自動公衆送信装置により送信可能化された著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供するために当該著作物を記録媒体に記録するとき。

（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）

第四十七条の五 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、公衆への提供等（公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。以下同

じ。)が行われた著作物(以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供等著作物」という。)(公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。))について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用(当該公衆提供等著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。)を行うことができる。ただし、当該公衆提供等著作物に係る公衆への提供等が著作権を侵害するものであること(国外で行われた公衆への提供等にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供等著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 電子計算機を用いて、検索により求める情報(以下この号において「検索情報」という。)が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号(自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第百十三条第二項及び第四項において同じ。))その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。
 - 二 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの
- 2 前項各号に掲げる行為の準備を行う者(当該行為の準備のための情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行う者に限る。))は、公衆提供等著作物について、同項の規定による軽微利用の準備のために必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。))を行い、又はその複製物による頒布を行うことができる。ただし、当該公衆提供等著作物の種類及び用途並びに当該複製又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第七節 権利の行使

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

- 2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

- 3 利用権(第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。))は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。
- 4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。
- 5 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件(送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。))の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

(利用権の対抗力)

第六十三条の二 利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

第二節 授業目的公衆送信補償金

(授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使)

第百四条の十一 第三十五条第二項(第百二条第一項において準用する場合を含む。第百四条の十三第二項及び第百四条の十四第二項において同じ。))の補償金(以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。))を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者(次項及び次条第四号において「権利者」という。))のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この節において「指定管理団体」という。))があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

- 2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

(指定の基準)

第百四条の十二 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 一般社団法人であること。
 - 二 次に掲げる団体を構成員とすること。
- イ 第三十五条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。))の公衆送信(第三十五条第三項の公衆送信に該当するものを除く。以下この節において「授業目的公衆送信」という。))に係る著作物に関し第二十三条第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。))であつ

て、国内において授業目的公衆送信に係る著作物に関し同項に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ロ 授業目的公衆送信に係る実演に関し第九十二条第一項及び第九十二条の第二項に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る実演に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ハ 授業目的公衆送信に係るレコードに関し第九十六条の二に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係るレコードに関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ニ 授業目的公衆送信に係る放送に関し第九十九条第一項及び第九十九条の第二項に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る放送に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ホ 授業目的公衆送信に係る有線放送に関し第百条の三及び第百条の四に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る有線放送に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

三 前号イからホまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務(第百四条の十五第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。)を的確に遂行するに足る能力を有すること。

(授業目的公衆送信補償金の額)

第百四条の十三 第百四条の十一第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十五条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三十五条第一項の教育機関を設置する者の団体で同項の教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の額が、第三十五条第一項の規定の趣旨、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第百四条の十四 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十五条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第百四条の十五 指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の総額のうち、授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴収等)

第百四条の十六 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

(政令への委任)

第百四条の十七 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十五年政令第三百三十五号

著作権法施行令

第四章 原作品展示者に準ずる者及び美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置

(原作品展示者に準ずる者)

第七条の二 法第四十七条第三項(法第八十六条第一項及び第三項並びに第二百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める者は、国若しくは地方公共団体の機関又は営利を目的としない法人で、原作品展示者の同意を得て展示著作物の所在に関する情報を集約して公衆に提供する事業を行うもののうち、文化庁長官が指定するものとする。

2 文化庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置)

第七条の三 法第四十七条の二(法第八十六条第一項及び第三項並びに第二百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一 法第四十七条の二(法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する複製 当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。

二 法第四十七条の二(法第八十六条第三項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する公衆送信 次のいずれかの措置

イ 当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。

ロ 当該公衆送信を受信して行う著作物の複製(法第四十七条の四第一項の規定により行うことができるものを除く。)を電磁的方法(法第二条第一項第二十号に規定する電磁的方法をいう。)により防止する手段であつて、著作物の複製に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物とともに送信する方式によるものを用い、かつ、当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定めるイに規定する基準より緩やかな基準に適合するものとなるようにすること。

第五章 電子計算機による情報処理及びその結果の提供等の基準

第七条の四 法第四十七条の五第一項(法第八十六条第一項及び第三項並びに第二百二条第一項において準用する場合を含む。第三号において同じ。)の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号を検索し、及びその結果を提供する行為(ロ及び次項第一号において「送信元識別符号検索結果提供」という。)を行う場合にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 送信可能化された著作物等に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあっては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限つて利用を行うこと。

ロ イに掲げるもののほか、送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講ずること。

二 法第四十七条の五第二項(法第八十六条第一項及び第三項並びに第二百二条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受けて作成された著作物等の複製物を使用する場合にあっては、当該複製物に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

三 前二号に掲げるもののほか、法第四十七条の五第一項各号に掲げる行為に係る著作物等の利用を適正に行うために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講ずること。

2 法第四十七条の五第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 送信元識別符号検索結果提供の準備を行う場合にあっては、当該送信元識別符号検索結果提供を前項第一号に掲げる要件に適合させるために必要な措置を講ずること。

二 法第四十七条の五第二項の規定の適用を受けて作成された著作物等の複製物に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

関係条文3

昭和四十五年文部省令第二十六号

著作権法施行規則

第五章 著作物の表示の大きさ又は精度に係る基準

第四条の二 令第七条の三第一号の文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。

- 一 図画として法第四十七条の二（法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する複製を行う場合にあつては、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが五十平方センチメートル以下であること。
 - 二 デジタル方式により法第四十七条の二に規定する複製を行う場合にあつては、当該複製により複製される著作物に係る影像を構成する画素数が三万二千四百以下であること。
 - 三 前二号に掲げる基準のほか、法第四十七条の二に規定する複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が、同条に規定する譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること。
- 2 令第七条の三第二号イの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。
- 一 デジタル方式により法第四十七条の二（法第八十六条第三項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定する公衆送信を行う場合にあつては、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が三万二千四百以下であること。
 - 二 前号に掲げる基準のほか、法第四十七条の二に規定する公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、同条に規定する譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること。
- 3 令第七条の三第二号ロの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。

- 一 デジタル方式により法第四十七条の二に規定する公衆送信を行う場合にあつては、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が九万以下であること。
- 二 前号に掲げる基準のほか、法第四十七条の二に規定する公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、同条に規定する譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要と認められる限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致すると認められるものであること。

第七章 電子計算機による情報処理及びその結果の提供等を適正に行うために必要な措置

（送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置）

第四条の四 令第七条の四第一項第一号ロの文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあつては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。

- 一 robots.txtの名称の付された電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。）で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集のためのプログラムのうち情報の収集を禁止するもの
 - ロ 送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集において収集を禁止する情報の範囲
 - 二 HTML（送信可能化された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつているものをいう。第二十五条において同じ。）その他これに類するもので作成された電磁的記録で送信可能化されたものに送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する旨を記載すること。
- （著作物等の利用を適正に行うために必要な措置）
- 第四条の五 令第七条の四第一項第三号の文部科学省令で定める措置は、業として法第四十七条の五第一項（法第八十六条第一項及び第三項並びに第二百二条第一項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）各号に掲げる行為を行う場合にあつては、次に掲げる措置を講ずることとする。

- 一 当該行為に係る著作物等の利用が法第四十七条の五第一項に規定する要件に適合するものとなるよう、あらかじめ、当該要件の解釈を記載した書類の閲覧、学識経験者に対する相談その他の必要な取組を行うこと。
- 二 当該行為に関する問合せを受けるための連絡先その他の情報を、当該行為の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により明示すること。

関係条文4

規定の構造 (法、施行令、施行規則の見方)

施行令7条の4第1項は、法第47条の5第1項の主体が従うべき基準として、(a)インターネット情報検索サービスを行う場合の基準(第1号)、(b)法47条の5第1項各号におけるサービス全般につきデータベース等を使用する場合の基準(第2号)、(c)前2号に加えて、47条の5第1項各号のサービスを行う場合について文部科学省令に定める措置(著作権法施行規則4条の5)を講ずることを定める(第3号)。

施行令7条の4第2項は、法第47条の5第2項の主体が従うべき基準として、(a)インターネット情報検索サービスの準備を行う場合の基準(第1号)、(b)軽微利用の準備のためにデータベース等の作成等を行う場合の基準(第2号)、をそれぞれ定めている。

47条の5 第1項	→ 施行令7条の4 第1項	1号 イ 送信元識別符号検索結果提供を行う場合に、イ、ロの要件に適合すること → 施行規則第4条の4 文科省令で定める措置 インターネット情報検索サービスを目的とする情報収集を禁止するための措置として、robots.txt(1号)やメタタグ等(2号)により収集を禁止する措置が一般の慣行に従って行われている場合には、検索結果に表示してはならない。
	→	2号 法第47条の5第2項の規定の適用を受けて作成されたデータベース等を使用する場合には、当該データベース等に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずる。
	→	3号 文科省令で定める措置を講ずる。 → 施行規則4条の5 第1号 当該要件の解釈を記載した書類の閲覧、学識経験者への相談等。 第2号 問い合わせを受けるための連絡先等の情報の明示。
第2項	→ 施行令7条の4 第2項	1号 施行令第1号に掲げる要件に適合させるために必要な措置を講ずる。 2号 情報漏洩防止のために必要な措置を講ずる。